

3. ブランディング支援として、当社がおお客様の PR ツール（チラシ 500 枚及びブログ）を無料で制作します。

(3) C ランク

1. 目標達成支援として、お客様のスタンダードコースの受講料を 2 割免除します。

2. 目標達成支援として、お客様は当社担当コンサルタントのフォローアップを有効期間中、無料かつ回数制限なしで受けることができます。

3. ブランディング支援として、お客様の PR ツール（チラシ 500 枚）を無料で制作します。

2. 目標達成支援のスタンダードコースの割引は、お客様がスタンダードコースを再受講する場合においても適用されるものとします。ただし、初回受講の受講日初日から 3 年以内に受講する場合又は 6 回目以内の受講の場合に限りです。

3. 当社担当コンサルタントによるフォローアップ又はパーソナルブランディング支援は、有効期間の開始日後から受けられるものとします。

第 4 条（応募条件等）

お客様が本制度に応募するには、以下の要件をいずれも満たしていることを必要とします。

(1) お客様が現在、プロのスポーツ選手またはプロとして芸術活動、芸能活動をしている者、またはプロを目指している者であること。

(2) お客様の年齢が第 5 条 (1) の書類審査（一次審査）の書類が当社東京本社に到着した時点で、満 30 歳未満であること。

2. お客様が未成年者である場合には、『頂点への道』講座シリーズを受講する際、親権者の同意を書面で提出するものとします。

3. お客様は、有効期間中、クラブ会員に入会するものとし、会費はおお客様の自己負担とします。

第 5 条（選考）

お客様は、本制度の認定を受けるため、以下の選考を受けるものとします。

(1) 書類審査（一次審査）：お客様は、履歴書、自己 PR 資料及び小論文（1,200 字程度）を当社東京本社へ提出します。

(2) キャリアカウンセリング（二次審査）：お客様は、当社コンサルタントとキャリアカウンセリングをします（1 時間程度）。また、場合によって、お客様に個別の実技課題を課すことがあります。

(3) 役員面談（最終審査）：お客様の最終の意思確認をします。

第 6 条（規約の承諾）

本件団体は、申込みをされた場合には本規約に同意したものとみなします。また、今後、本規約に変更等が生じた場合についてもあらかじめ同意したものとみなします。

第 7 条（中間報告及び取材）

本制度の認定を受けたお客様（以下「認定を受けたお客様」という。）は、その認定ランクを問わず、以下の中間報告をする義務を負うものとします。なお、この中間報告の内容は、当社の出版物、プレスリリース、インターネット等を用いて当社が発表・配布できるものとします。

(1) 認定を受けたお客様は、本制度を利用して『頂点への道』講座シリーズの各コースを受講した場合、受講終了日から 2 週間以内に 1,000 字程度のレポートを当社に提出するものとします。

(2) 認定を受けたお客様は、月に一度、当社の定める日までに、所定のフォーマットにて 1,000 字程度のレポートを当社に提出するものとします。

(3) 認定を受けたお客様は、有効期間中の受賞、入選、タイトルの獲得、各大会の順位等の結果を、すべて、速やかに当社へ報告するものとします。

2. 前項の報告とは別に、認定を受けたお客様は、当社の取材を受けていただく場合があります。なお、この取材の内容は当社の出版物、プレスリリース、インターネット等を用いて当社が発表・配布できるものとします。

第 8 条（認定の取り消し）

以下の各号の一に該当する場合、その理由を問わず、当社は、直ちに認定を受けたお客様についての本制度の認定を取り消すことができるものとします。

(1) 認定を受けたお客様が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき

(2) 認定を受けたお客様が本規約に違反していることが判明したとき

(3) 認定を受けたお客様が活動の中止または廃止の申請を当社にしたとき

(4) 認定を受けたお客様が前条 1 項の中間報告を 1 か月以上遅延したとき

(5) 本制度認定の日から 3 か月を経過しても、認定を受けたお客様が本制度を利用しないとき

(6) 認定を受けたお客様の活動内容が認定時点のものから大幅に逸脱するとき

(7) 認定を受けたお客様が死亡したとき

(8) その他、認定を受けたお客様が本制度の認定を受ける者として適当ではないお客様の行為や事実が判明したとき

第 9 条（本制度認定の有効期間）

本制度の認定の有効期間は、認定を受けたお客様が、本制度を利用してスタンダードコースを初めて受講した受講日初日から 3 年間とします。

第 10 条（規約の変更）

当社は、本規約の内容をいつでも追加又は変更することができるものとし、この場合当社は直ちにその内容を公開するものとします。

第 11 条（準拠法、管轄裁判所）

(1) 本規約に関する準拠法は日本国法とします。

(2) 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。